

京 都 大 学 安 全 衛 生 管 理 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p>(前 略)</p> <p>(産業医の職務)</p> <p>第14条 産業医の職務は、次の各号に掲げる事項とする。</p> <p>(1) 健康診断の実施及びその結果に基づく教職員の健康を保持するための措置に関すること。</p> <p>(2) 作業環境の維持管理に関すること。</p> <p>(3) 作業の管理に関すること。</p> <p>(4) 健康教育及び衛生教育に関すること。</p> <p>(5) 教職員の健康障害の原因の調査及び再発防止のための措置に関すること。</p> <p>(6) その他教職員の健康の保持増進に関すること。</p> <p>2 産業医は、前項各号に掲げる事項について、総長、部局の長若しくは総括安全衛生管理者に対して勧告し、又は衛生管理者に対して指導若しくは助言することができる。</p> <p>3 総長、部局の長又は総括安全衛生管理者は、前項の勧告を受けたときは、これを尊重しなければならない。</p> <p>(産業医の定期巡視)</p> <p>第15条 産業医は、少なくとも毎月1回事業場等を巡視し、作業方法又は衛生状態に有害のおそれがあるときは、直ちに、教職員の健康障害を防止するために必要な措置を講じなければならない。</p>	<p>(産業医の職務)</p> <p>第14条</p> <p>(1) } (同 左)</p> <p>(2) <u>心理的な負担の程度を把握するための検査(以下「ストレスチェック」という。)の実施及びその結果に基づく教職員の健康を保持するための措置に関すること。</u></p> <p>(3) }</p> <p>(4) }</p> <p>(5) }</p> <p>(6) }</p> <p>(7) }</p> <p>2 } (同 左)</p> <p>3 }</p> <p>(産業医の定期巡視)</p> <p>第15条</p> <p>(産業医の面接指導)</p> <p><u>第15条の2 産業医は、教職員の職場への復帰にあたって面接指導を受ける必要があると認めた場合は、当該教職員に対し、面接指導を行う。</u></p> <p><u>2 産業医は、長時間労働者であって疲労の蓄積が認められる教職員又はストレスチェックの結果、心理的な負担の程度が高い教職員であって、面接指導を受ける必要があると認めたものから申出があった場合は、当該教職員に対し、面接指導を行う。</u></p> <p><u>3 産業医は、前2項に規定する面接指導の結果、作業方法又は衛生状態に有害のおそれがあるときは、直ちに、当該教職員の健康障害を防止するために必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p>(学校医)</p> <p>第16条 本学に、<u>学生の保健管理に関する専門的事項</u>に関し、技術及び指導に従事させるため、学校医を置く。</p> <p>2 学校医は、環境安全保健機構の教員をもって充てる。</p> <p>(学校医の職務)</p>
<p>(学校医)</p> <p>第16条 本学に、<u>学生の保健管理に関する専門的事項</u>に関し、技術及び指導に従事させるため、学校医を置く。</p> <p>2 学校医は、環境安全保健機構の教員をもって充てる。</p> <p>(学校医の職務)</p>	<p>(学校医)</p> <p>第16条 本学に、<u>本学の保健管理に関する専門的事項</u>に関し、技術及び指導に従事させるため、学校医を置く。</p> <p>2 (同 左)</p> <p>(学校医の職務)</p>

改正前	改正後
<p>第17条 学校医の職務は、次の各号に掲げる事項とする。</p> <p>(1) <u>学校保健安全法第5条に定める学校保健計画の立案及び実施に関する</u>こと。</p> <p>(2) <u>環境衛生の維持及び改善に係る指導及び助言に関する</u>こと。</p> <p>(3) <u>健康診断の実施及びその結果に基づく学生の健康を保持するための措置に関する</u>こと。</p> <p>(4) <u>疾病の予防処置及び保健指導に関する</u>こと。</p> <p>(5) <u>健康相談に関する</u>こと。</p> <p>(6) <u>救急処置に関する</u>こと。</p> <p>(7) <u>その他学生の保健管理に関する専門的事項に関する</u>こと。</p> <p>2 学校医は、前項の職務に従事したときは、学校医執務記録簿を作成し、機構長に提出するものとする。 (中略) (健康診断の種類)</p> <p>第33条 本学は、教職員等の健康を管理するため、次の各号に掲げる健康診断を行う。</p> <p>(1) 雇入時健康診断</p> <p>(2) 一般定期健康診断</p> <p>(3) 特定業務従事者の健康診断</p> <p>(4) 海外派遣教職員の健康診断</p> <p>(5) 学生の健康診断</p> <p>2 前項第1号の健康診断は、<u>教職員(1週間の勤務時間が30時間未満の時間雇用教職員及び雇用予定期間が1年未満の者(機構長が別に定める者を除く。))として採用されたときに行うものとする。</u></p> <p>3 第1項第2号の健康診断は、1年以内ごとに1回、<u>教職員に対して定期的に行うものとする。</u></p> <p>4～7 (略) (中略) (保健調査)</p> <p>第39条 (略)</p> <p>(就業及び修学の禁止及び制限)</p> <p>第40条 (略) 第5章 雑則 (秘密の保持)</p>	<p>第17条 (同左)</p> <p>(1) <u>学校保健計画の立案に参与する</u>こと。</p> <p>(2) <u>環境衛生の維持及び改善に係る指導及び助言を行う</u>こと。</p> <p>(3) <u>健康相談に従事する</u>こと。</p> <p>(4) <u>保健指導に従事する</u>こと。</p> <p>(5) <u>健康診断に従事する</u>こと。</p> <p>(6) <u>疾病の予防処置に従事する</u>こと。</p> <p>(7) <u>救急処置に従事する</u>こと。</p> <p>(8) <u>前各号に掲げるもののほか、本学における保健管理に関する専門的事項に関する指導に従事する</u>こと。</p> <p>2 (同左) (健康診断の種類)</p> <p>第33条 } (同左)</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>(3)</p> <p>(4)</p> <p>(5)</p> <p>2 前項第1号の健康診断は、<u>常時雇用する教職員として採用されたときに行うものとする。</u></p> <p>3 第1項第2号の健康診断は、1年以内ごとに1回、<u>常時雇用する教職員に対して定期的に行うものとする。</u></p> <p>4～7 (同左) (保健調査)</p> <p>第39条 (同左) (ストレスチェック)</p> <p>第39条の2 <u>本学は、常時雇用する教職員及び機構長が必要と認める者に対し、産業医によるストレスチェックを行う。</u></p> <p>2 <u>ストレスチェックの実施に関し必要な事項は、機構長が、別に定める。</u></p> <p>(就業及び修学の禁止及び制限)</p> <p>第40条 (同左) 第5章 雑則 (秘密の保持)</p>

改正前	改正後
<p>第41条 健康診断の実施に関する事務その他教職員等の安全及び衛生に関する事務に従事し、又は従事したことがある者は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。 (後略)</p>	<p>第41条 <u>健康診断、面接指導及びストレスチェック</u>の実施に関する事務その他教職員等の安全及び衛生に関する事務に従事し、又は従事したことがある者は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。</p> <p>附則 この規程は、平成28年4月26日から施行する。</p>